資料1

京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について

2026年11月6日（金）

京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

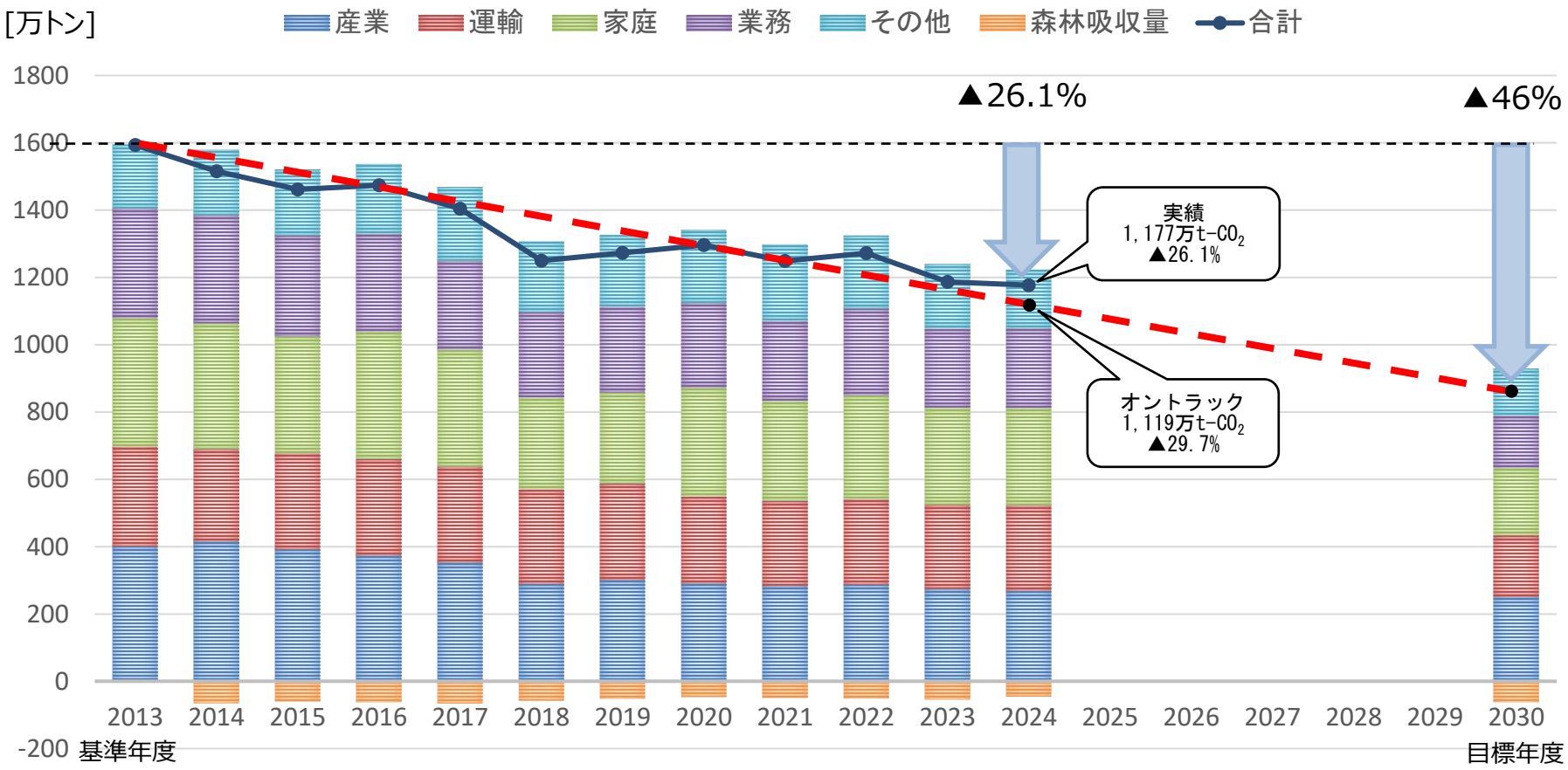
目次

１．京都府の現状について　ｐ２
２．本日の御説明事項･御意見をいただきたい事項　ｐ10
３．令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況
　Ⅰ．点検の流れ･計画の概要　p12
　Ⅱ．緩和　p16
　Ⅲ．適応　p49
　Ⅳ．総括　p60
４．改定後（令和８年度以降）の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価方法　p62

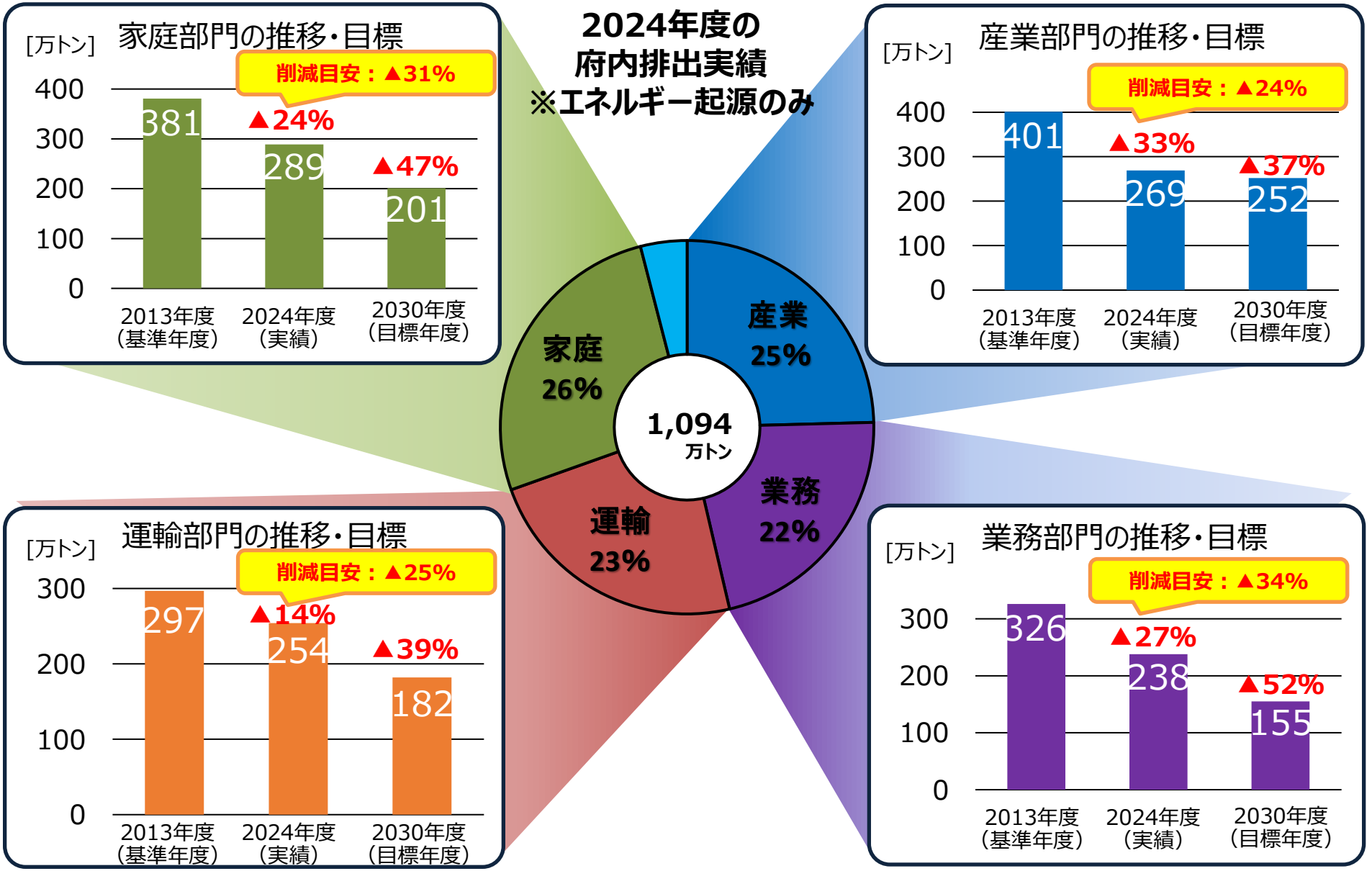
１．京都府の現状について

地球温暖化対策推進計画の進捗状況

- 京都府の温室効果ガス削減目標　2030年度に2013年度比で**46%以上削減**
- 府内における**2024年度温室効果ガスの排出量**は1,177万トン
 （2013年度比**▲26.1%**、前年度比**▲0.8%** ）
- エネルギー消費効率の向上や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により、温室効果ガス排出量は減少



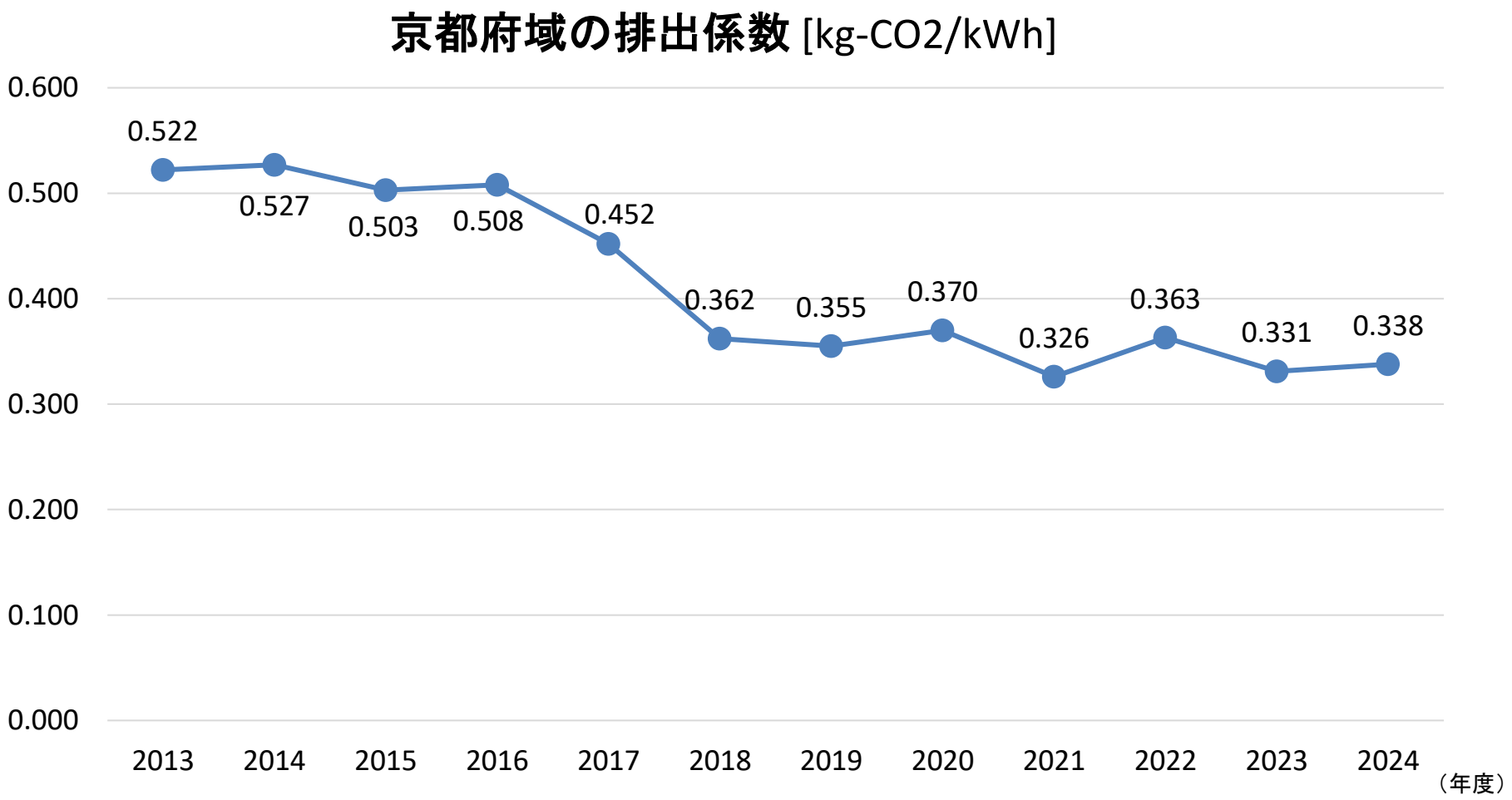
部門別の温室効果ガス排出量



※削減目安とは、2013年度から2030年度の目標年度に向け、毎年均等に削減すると想定した場合の当該年度における割合

排出係数の推移

- 排出係数は低下傾向であり、府の温室効果ガス排出量削減に寄与している。

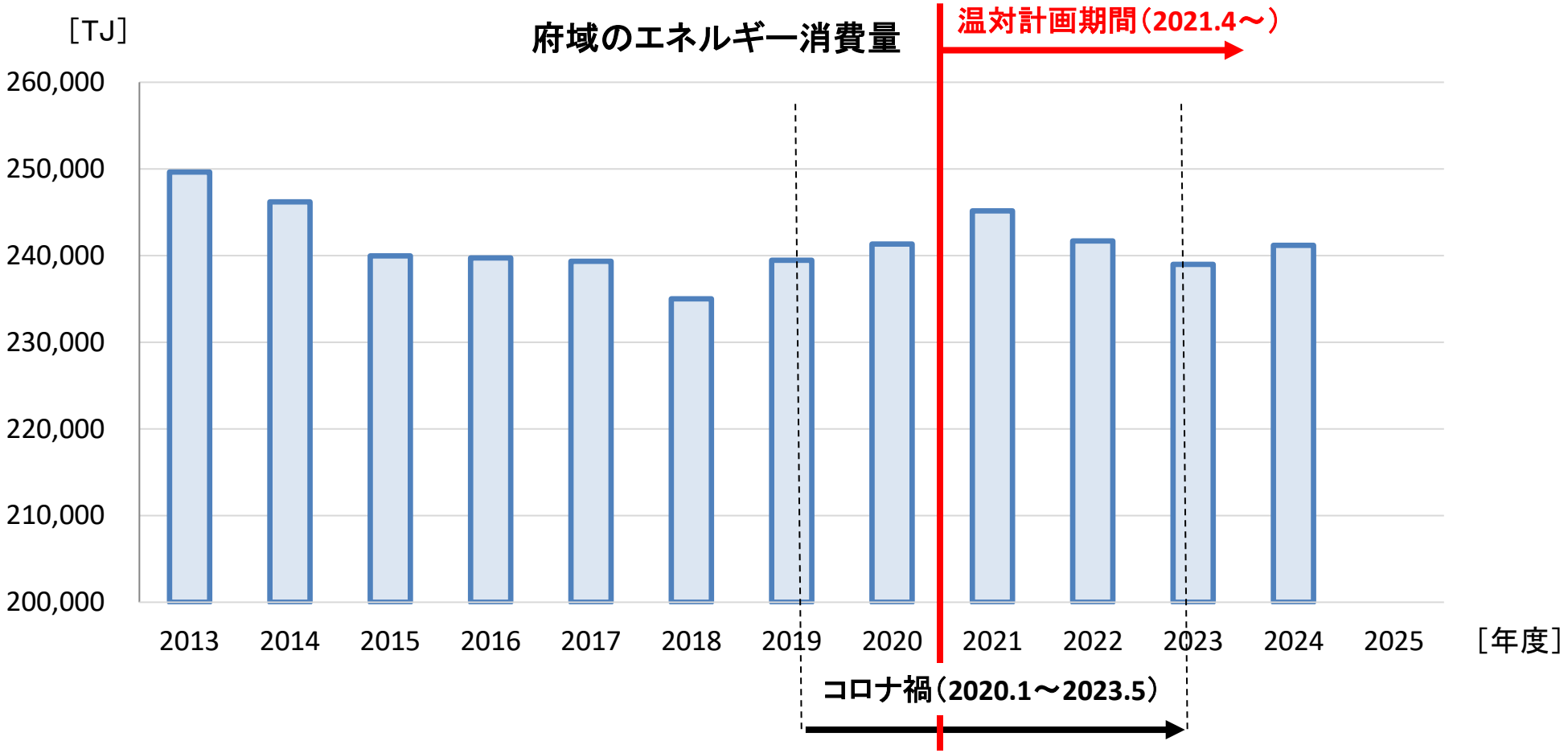


※小売電気事業者宛て府内への電気販売量を照会し、加重平均をとり算出

※電気の排出係数（1 kWh の電気を発電する際に排出される二酸化炭素（CO2）量）

京都府におけるエネルギー消費量

- 現行の京都府地球温暖化対策推進計画は2021年度から開始
- コロナ禍によるライフスタイルの変化等による社会変動は大きく、2013年度以降減少傾向にあったエネルギー消費量は、2019年に増加に転じたが、2021年から再び減少傾向へ

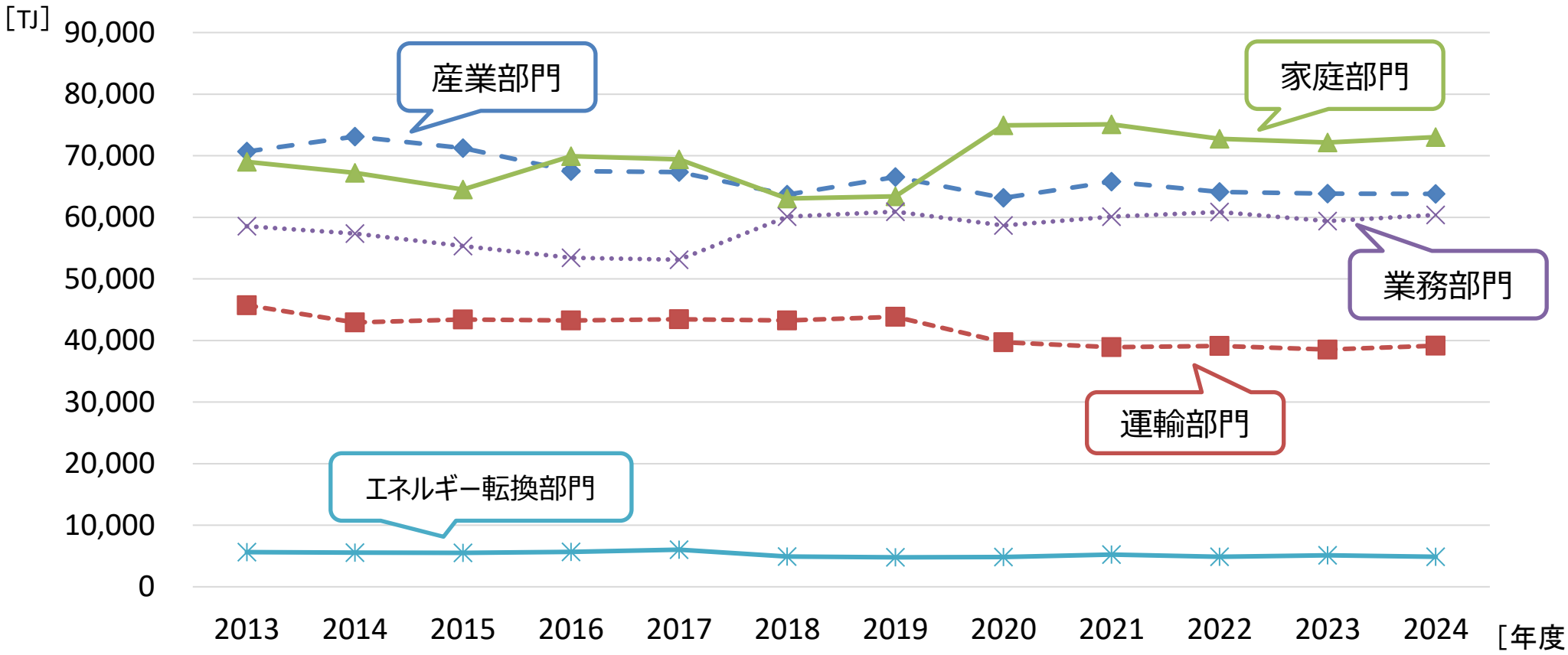


※京都府の温室効果ガス排出量算定時に使用しているデータから算出

京都府における部門別のエネルギー消費量

- 産業部門：エネルギー消費効率の向上等により、減少【▲0.0%】
- 運輸部門：EC取引の増加、経済活動の拡大等による貨物自動車輸送量の増加等により、増加【1.6%】
- 家庭部門：夏季の気温が高かったことに伴う空調需要等により、増加【1.2%】
- 業務部門：コロナ禍からの観光業の回復等、経済活動の拡大等により、増加【1.7%】

※【 】は前年度比



※京都府の温室効果ガス排出量算定時に使用しているデータから算出

地球温暖化対策推進計画の概要【2021年策定、2026年3月改定】

■計画の期間：2040年度まで
■計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- すべての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標：温室効果ガス排出量（2013年度比）
➡ 2030年度 **46%以上削減**
➡ 2035年度 **60%削減**
➡ 2040年度 **73%削減**

加速すべき取組の方向性

➡ 関係する分野の取組に反映

- ■脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援
- ■脱炭素・GX経営の促進
- ■交通・物流の脱炭素化の推進
- ■再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出
- ■フロン対策の推進
- ■循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行
- ■温室効果ガス吸収源の対策
- ■新たな環境産業の育成・支援
- ■脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- ■市町村・中間支援組織との連携

適応策

適応策に関する基本的事項

推進方針
1. 時間的・空間的な広がりも考慮し、幅広い主体への影響を長期的観点に立って想定して実施することにより、生活や事業活動の質を維持・向上
2. 適応策により、伝統・文化をはじめとする「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点
①長期的に考える ②幅広く対象を想定 ③同時解決策を図る
④ビジネスにつなげる ⑤京都ならではの対策

適応策の方向性（進め方）
- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野横断的な対応を適切に組み合わせた効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

＋適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

<対象分野>
①農林水産業 ②水環境・水資源 ③自然生態系 ④自然災害・沿岸域 ⑤健康
⑥産業・経済活動⑦府民生活・都市生活

計画の進行管理
- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね５年後に見直し

２．本日の御説明事項・御意見をいただきたい事項

２.御説明事項・御意見をいただきたい事項

①令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について

京都府地球温暖化対策推進計画については、進捗状況を評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証いただくこととなっている。

→ 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価について、御意見等をいただきたい

※地球温暖化対策推進計画は最新計画は令和８年３月に改定しているが、今回の評価対象は改定前の計画を対象とする。

②改定後（令和８年度以降）の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価方法について

令和８年３月改定後の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価方法について、御意見等をいただきたい。

※令和８年３月改定後の計画の評価は令和９年度以降から毎年度行う

＜参考：京都府地球温暖化対策推進計画　VI 計画の進行管理（抜粋）＞

２ 計画の進捗状況の点検

緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検します。

適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検します。

京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施します。

３．令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

Ⅰ．点検の流れ･計画の概要
Ⅱ．緩和
Ⅲ．適応
Ⅳ．総括

進捗状況の点検の流れ

1．点検

- **緩和策**については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検を実施

【庁内関係各課等】

- **適応策**については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況の点検を実施

【庁内関係各課等】

2．把握・評価

- 京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価

【事務局（脱炭素社会推進課）】

3．検証

- ２の結果を京都府環境審議会で検証し、PDCA により進行管理を実施　**【環境審議会】**

4．公表

- 計画の進捗状況は環境白書等で公表　**【事務局（脱炭素社会推進課）】**

京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の公表

- 京都府地球温暖化対策推進本部において、把握・評価し、その後京都府環境審議会で検証いただいた内容については、京都府環境白書・HPで公表。
 （環境白書は令和９年２月頃、HPは令和８年11月頃公開予定）

➢ 昨年度公表の内容

資料３　地球温暖化対策推進計画に基づく主な施策の実施状況

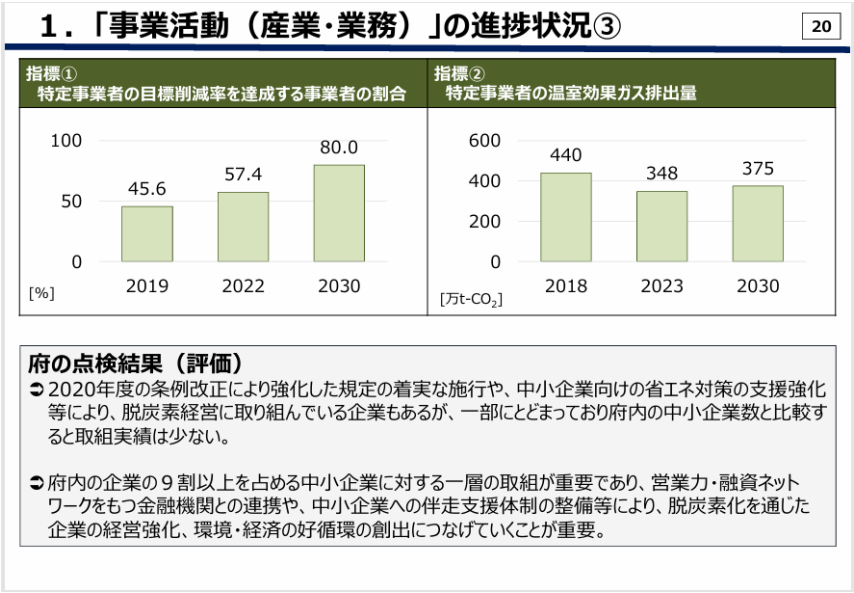
（令和７（2025）年３月末現在）

対象分野	進捗確認指標	単位	現状		目標水準（2030）
			数値	時点	
事業活動（産業・業務）	特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合	%	57.4※1	2022	80
	特定事業者の温室効果ガス排出量	万t-CO_2	348	2023	375
自動車交通	府内エコカーの普及割合（HV/EV/PHV/FCV）	%	26.9	2023	40
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）	台	15,199	2024	20,000
建築物	建築物省エネ法基準（H28）達成建築物の割合【300㎡以上の新築住宅】	%	80.2	2024	100
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	kW	78,922	2023	74,000
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	317,853	2024	333,000
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,552	2024	2,000
再生可能エネルギー	府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	%	20.7	2023	36～38
	府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	%	11.3	2023	25以上
代替フロン・廃棄物・環境物品等	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率※2	%	43.5	2022	70
	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量	t	135,490	2019	74,000
森林吸収源	ウッドマイレージCO_2認証等製品年間出荷量	m^3	21,706	2024	42,000

※1　第４計画期間（2020-2022）の総合評価で、S評価及び目標削減率2倍を達成したA評価の事業者数の割合

※2　フロン類回収率は環境省公表の全国値

京都府環境白書



京都府HP掲載イメージ

地球温暖化対策推進計画の概要【2021年策定、2023年3月一部改定】

2026年3月改定前の計画
（今回の評価対象）

■計画の期間：2021年から2030年度
■計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再エネの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

緩和策

目標
➡ 2030年度の温室効果ガス排出量を46%以上削減（2013年度比）することを当面の目標とする。

加速すべき取組の方向性 ➡ 関係する分野の取組に反映

- ■機器・住宅の環境性能の向上
- ■交通・物流の脱炭素化の推進
- ■フロン対策の推進
- ■森林吸収源対策の推進
- ■脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- ■環境配慮型経営の促進
- ■再エネの最大限の導入・需要創出
- ■資源循環の促進
- ■新たな環境産業の育成・支援

対象分野 ➡ 対象分野ごとに実施すべき取組

- ○事業活動（産業・業務）
- ○家庭（電気機器・住宅含む）
- ○再生可能エネルギー
- ○廃棄物、環境物品等
- ○横断的取組
- ○自動車交通
- ○建築物（住宅以外の建築物、緑化含む）
- ○代替フロン
- ○森林吸収源

適応策

目標
➡ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

適応策に関する基本的事項

推進方針
1. 時間的・空間的広がりを考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点
① 長期的に考える
② 幅広く対象を想定
③ 同時解決策を図る
④ ビジネスにつなげる
⑤ 京都ならではの対策

適応策の方向性（進め方）
- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

<対象分野>
①農林水産業　②水環境・水資源
③自然生態系　④自然災害
⑤健康　⑥産業・経済活動
⑦府民生活　など

＋適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね５年後に見直し

３．令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

Ⅰ．点検の流れ･計画の概要
Ⅱ．緩和
Ⅲ．適応
Ⅳ．総括

推進計画（緩和策）の対象分野の進捗（サマリー①）

● 全９分野の94の取組項目のうち「全て実施」は95%（89項目）であり、概ね順調な結果と評価
（「全て実施」及び「一部未実施（４項目）」を合わせると99%（93項目））

分 野	取組項目数	達成項目数（達成率）	目標水準 指 標	策定時点	直近実績	2030年度目標
事業活動	14	**13 (93%)**	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	45.6 (2019)	**57.4 (2022)**	80
			特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	440 (2018)	**340 (2024)**	375
自動車交通	13	**10 (77%)**	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	18.1 (2018)	**29.3 (2024)**	40
			府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	6,263 (2019)	**17,285 (2025)**	20,000
建築物	10	**10 (100%)**	建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合【300㎡以上新築住宅】【%】	69 (2019)	**100.0 (2025)**	100
			特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	10,856 (2018)	**92,923 (2025)**	74,000
家庭	13	**12 (92%)**	家庭の「見える化」取組世帯総数【世帯】	245,075 (2019)	**325,964 (2025)**	333,000
			地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数【件】	2,071 (2019)	**1,710 (2025)**	2,000
再エネ	11	**11 (100%)**	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	19.7 (2019)	**21.1 (2024)**	36～38
			府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	9.4 (2019)	**11.3 (2024)**	25以上

推進計画（緩和策）の対象分野の進捗（サマリー②）

分 野	取組項目数	達成項目数（達成率）	目 標 水 準 指 標	策定時点	直近実績	2030目標
代替フロン	4	**4（100%）**	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	38.8（2018）	**40.0（2024）**	70
廃棄物等	10	**10（100%）**	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【千トン】	123（2015）	**149（2024）**	74
森林吸収源	5	**5（100%）**	ウッドマイレージCO_2認証等製品年間出荷量【m^3】	32,280（2017）	**27,141（2025）**	42,000
横断的取組	14	**14（100%）**				

詳細は参考資料参照

京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の把握・評価

- 京都府地球温暖化対策推進計画に記載されている取組について、庁内の取組内容を点検し、進捗状況を把握・評価
- 当該点検結果（評価）に対して皆様から御意見をいただきたい

＜例＞ 府の点検結果　※参考資料２から取組分野ごとに抜粋

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素経営の促進		④ 中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援や ⑤ 小売電気事業者の再エネ電気メニューの情報提供により、再生可能エネルギーの導入・利用を促します。	○	④自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度（改正再エネ条例）に基づき中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援を実施。**令和７年度に施工業者等へのヒアリングを実施し、令和８年度からは、再エネコンシェルジュによる施工の場合の補助額を増額するなど中小企業への支援充実を図るとともに、脱炭素を起点とした地域経済循環を図る** ④条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施 ⑤「サプライチェーン脱炭素化支援事業」によりサプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対して、情報提供等の支援を実施

※抜粋のため、項目番号の一部のみ掲載

実施状況の評価

全て実施	一部未実施	全て未実施
○	△	×

全て実施 ○

新たな取組や、既存事業の進捗等を**太字**で記載

１．事業活動（産業･業務）

事業活動から排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、企業における一層の省エネ対策と再生可能エネルギーの最大限の導入・利用拡大に向けた取組を推進します。

また、製品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までのサプライチェーン全体での温室効果ガス削減に向けて、大企業や中小企業のそれぞれの立場から求められる取組を推進します。

さらに、国内外における ESG 投資の潮流の中で、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）等、環境に対する取組が自らの企業価値の向上につながる脱炭素経営の取組を支援します。

1．「事業活動（産業・業務）」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
事業活動における脱炭素化の推進	大規模事業者	大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの導入・利用拡大の同時解決を図るため、 ① 対策条例に基づく排出量削減計画書制度の目標削減率を強化するとともに、 ② 再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を目標達成に向けた取組として評価する制度を構築します。	○	①②排出量削減計画書制度の目標削減率の強化及び再エネ導入・利用を評価する仕組み（実メニュー別排出係数の採用等）について、2023年度に指針改正を行い、第５計画期間（2023～2025年度）から施行（2023年度には、第四計画期間の優良事業者として27事業者を表彰）
	中小規模事業者	⑤ 中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援や、 ⑥ 京都独自クレジット（京-VERクレジット）の創出につながる省エネ設備等への更新を支援するとともに、 ⑦ 中小企業に対する環境経営の普及に向けてEMS診断を支援します。	○	⑤⑦中小企業の排出量の把握、削減計画の策定、削減に向けた取組の実践を促すEMS診断事業を実施**（令和７年度25件）** ⑥中小企業に対して、省エネ設備更新補助事業**（令和７年度６件）**、再エネ・蓄電・EMS導入補助事業**（令和７年度５件）**を実施
		中小企業やNPO等における自立型再エネ設備の導入を支援するため、 ⑧ 再エネ条例の自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく税の優遇措置を継続して実施するとともに、 ⑨ 中小企業向けには地域防災力の強靭化に向けて認定要件を見直します。	○	⑧再エネ条例により、自立型再エネ設備導入計画書認定制度（自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度に改名）を継続実施**（令和７年度には条例改正し、制度を延長）** ⑨認定要件に災害時の地域活用要件を設定 ⑨「京都府太陽光発電等導入促進事業補助金」において、災害時に地域に電力を提供する場合に補助上限引き上げを実施
	サプライチェーンでの排出量削減	⑪ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、 ⑫ SCOPE３までのサプライチェーン排出量の算定を行おうとする企業の取組を支援します。	○	⑪サプライチェーンでの温室効果ガス排出削減に取り組む企業グループに対して、省エネ診断の実施に加え、精緻な排出量の算定を支援（成果を公表し、波及を図る） ⑫サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援

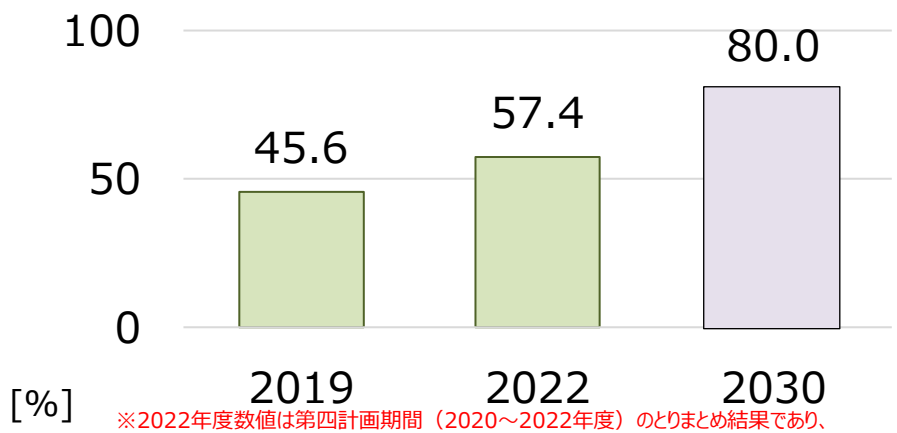
1．「事業活動（産業・業務）」の進捗状況②

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。一部2026年度の取組を含む

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素経営の促進		④ 中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援や ⑤ 小売電気事業者の再エネ電気メニューの情報提供により、再生可能エネルギーの導入・利用を促します。	○	④自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度（改正再エネ条例）に基づき中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援を実施。**令和７年度に施工業者等へのヒアリングを実施し、令和８年度からは、再エネコンシェルジュによる施工の場合の補助額を増額するなど中小企業への支援充実を図るとともに、脱炭素を起点とした地域経済循環を図る** ④条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施 ⑤「サプライチェーン脱炭素化支援事業」によりサプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対して、情報提供等の支援を実施
		⑥ シェアリングエコノミー等環境に配慮したビジネス形態を促進するとともに、 ⑦ エシカル消費の理念の普及、環境配慮商品の優先購入を促進します。 ⑧ さらに、環境配慮企業からの物品等優先調達による企業等の環境保全活動を促進します。	○	**⑥ マイクロモビリティのシェアリングサービスを公務の移動手段として採用** ⑦ 啓発イベント「賢い消費者」を目指そう！」など、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を展開。**令和７年度も啓発イベント「未来をえらぶチカラ～消費者力を身につけよう～」など、取組を継続** ⑧ 府自らも「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの物品等優先調達を継続
行政の率先行動の実施		① 京都府自らが、公共施設等への省エネ設備等を率先して導入するとともに、 ② 府庁舎やイベント等において、環境に配慮した電力を調達します。	○	①2021年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第２期）」に基づき、庁舎、府立学校等のLED化を実施するとともにZEB化（１施設ZEB Ready相当建築中、２施設検討中）、太陽光導入、EV導入等を推進中 ②「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」を策定し、庁舎等で使用する電力について、環境に配慮した電力の調達を実施

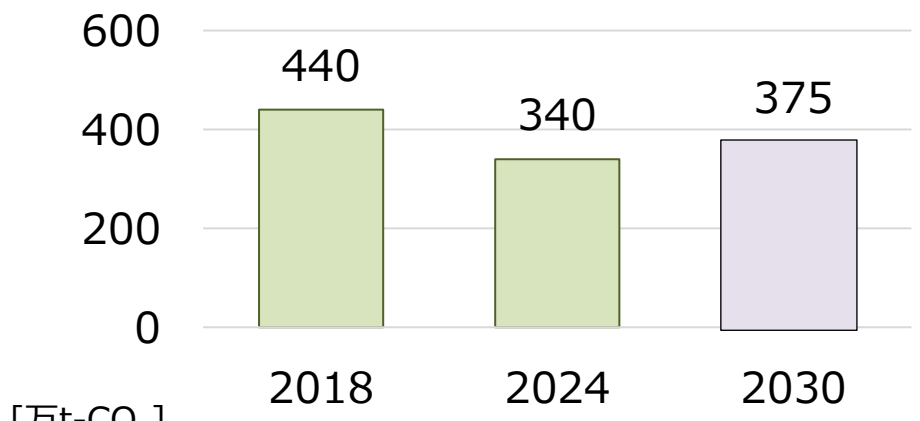
1．「事業活動（産業・業務）」の進捗状況③

指標①
特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合



※2022年度数値は第四計画期間（2020～2022年度）のとりまとめ結果であり、第五計画期間（2023～2025年度）は2026年度中にとりまとめ予定

指標②
特定事業者の温室効果ガス排出量



府の点検結果（評価）

- 特定事業者の温室効果ガス排出量は2030年度目標値を2024年度時点で達成。減少の要因として、産業部門では再生可能エネルギーの導入や省エネ型設備への更新、製造工程の効率化等、業務部門では照明のLED化や空調管理の適正化等エコオフィス活動の推進等が挙げられる。
- 他方で、府内の企業の９割以上を占める中小企業に対する一層の取組が重要であり、営業力・融資ネットワークをもつ金融機関との連携や、中小企業への伴走支援体制の整備等により、脱炭素化を通じた企業の経営強化、環境・経済の好循環の創出につなげていくことが重要。また、府内企業のニーズに対応するため、補助制度等について、関係者事業者のヒアリングを実施。その結果を受け、例として、脱炭素化支援と地域経済循環を図るため、令和８年度からは、再エネコンシェルジュによる施工の場合に、自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金の増額を実施。

2．自動車交通

EV等の本格普及に向けて、京都府内における充電インフラ網の充実に向けた取組を推進します。また、AI・IoT等の新技術やシェアリングエコノミーの進展等の環境変化を踏まえ、京都府内においてEV等を活用したCASEやMaaS等の取組事例の創出を推進します。

併せて、交通・物流の脱炭素化を推進するために、エコカーの導入促進やエコドライブの推進に引き続き取り組むとともに、宅配便の再配達削減に取り組み、物流の効率化を推進します。

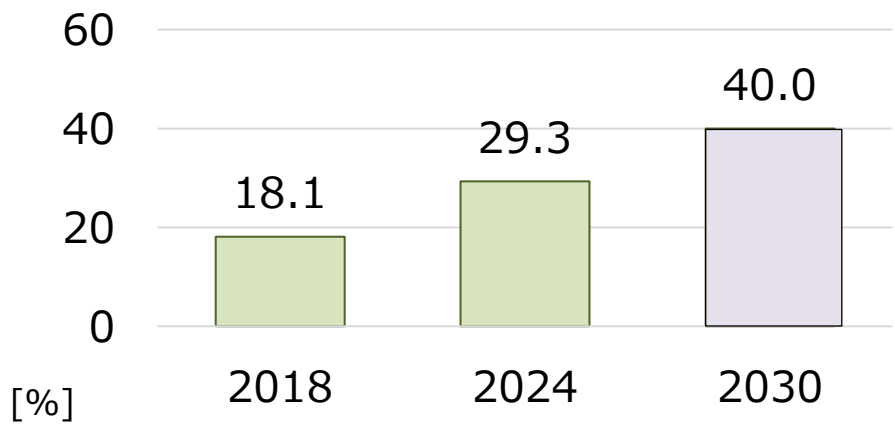
2．「自動車交通」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

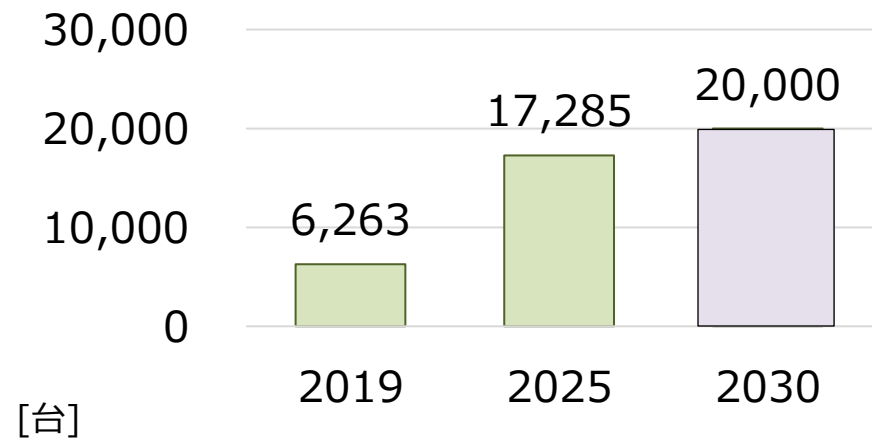
中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
EV等の導入促進		① ＥＶ等の蓄電電源を活用し、災害時等における非常用電源としての有用性について広報するとともに、 ② 災害時ＥＶ等貸与協定事業者の拡大により、EV活用を推進します。 ③ また、V2H（Vehicle to Home）システムや太陽光発電とEVを組み合わせた自宅でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。	○	①②電気自動車の普及促進に向け、府内４基の急速充電器を運営するとともに、府や市町村の防災訓練等において、自動車販売会社等との協定に基づき、イベント等で給電車両を派遣し、ＥＶ等について広報を実施 ③V2Hに対する導入支援（融資制度）を継続実施
		⑦ ＥＶ等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出や ⑧ 物流車両、農業車両など多様な電動車両の開発・普及を推進します。	△	⑦－ ⑧「京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議」を開催し、燃料電池車両の普及に向け、府内にメーカーが立地するフォークリフトを対象に燃料電池車両の実証事業や**FCVを活用したラストワンマイル物流実証事業を実施**
		⑪ デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化（台数最適化含む）手法の京都府による率先実践や普及推進など、デジタルトランスフォーメーションによる脱炭素化を推進します。[令和５年３月追加]	○	⑪令和４年度に本庁舎をモデルケースに、台数最適化調査及び2030年度までのＥＶ更新計画を作成
交通・物流の脱炭素化の推進		④ 健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通の利用促進等、移動に伴う温室効果ガス削減の取組を推進します。	○	④地球温暖化対策条例に基づき、自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制を努力義務として規定 ④市街地部やサイクルルートにおける自転車の安全な走行環境確保のための路面表示及び舗装修繕を実施するとともに、地域の取組としてサイクルツーリズムを推進**（「京都to万博チャレンジライド（R7.6.1）」「鬼の京都 京都1周サイクルスタンプラリー（ R7.11.15～R8.6.28）」を実施）**

2．「自動車交通」の進捗状況②

指標①
府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合



指標②
府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）



府の点検結果（評価）

➲ 府内エコカーの普及割合及び府内電気自動車等の普及台数は、車種の多様化等により順調に増加しているが、より一層の普及に向けては、充電設備の整備等充電インフラの更なる充実や、非常用電源としての有用性についての広報に加え、自動運転やMaas分野におけるEV等の実用化・活用事例の創出が必要。

３．建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

快適な室内環境を実現しながら、省エネ技術によって使うエネルギーを減らし、再生可能エネルギー等の創エネ技術によって使う分のエネルギーをつくることにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す、脱炭素型の建築物の普及を推進します。

特に、一定の規模を超える建築物においては、一層の再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を強化するとともに、省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けて建築主、設計者等のコミュニケーションの強化に向けた取組を推進します。

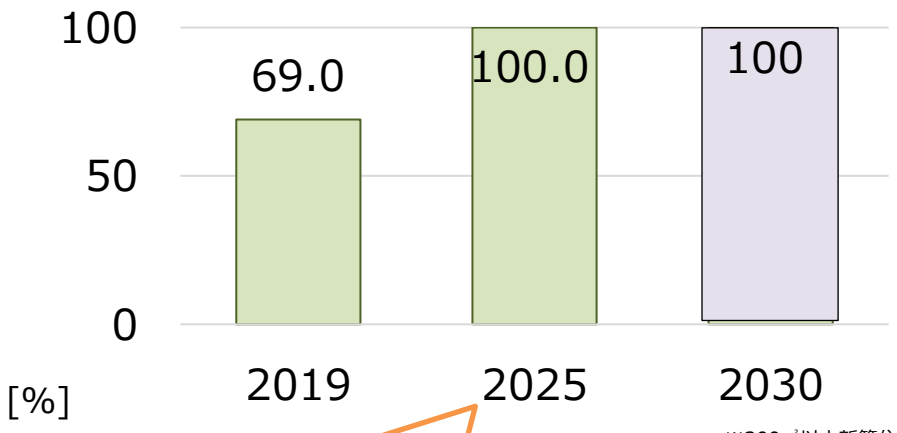
3．「建築物」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。一部2026年度の取組を含む

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
建築物の環境性能の向上		① 特定建築物（床面積2,000㎡以上）に対しては、引き続き、対策条例に基づく排出量削減計画書制度及び再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入計画書制度により、建築物からの温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進します。	○	①令和２年度の再エネ条例改正による、2022年４月からの導入義務の拡大・強化に伴い、複数回のオンライン説明会の開催や動画作成等を行い、広く制度周知を実施 ①更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施
		⑨ 建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実等により、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及を促進します。	○	⑨住まいにおける高断熱・高気密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施 ⑨断熱・気密性能の高い省エネ住宅（ZEH）を新築又は購入する府民に対する補助を実施し、**2025年度の実績は85件**であり、目標額を達成 ⑨**令和８年度からは断熱窓改修の補助事業を新たに開始**
		⑩ ヒートアイランド現象の緩和や建築物の空調負荷の低減に資する屋上緑化や敷地内の緑化を推進します。	○	⑩温暖化対策条例に基づき、特定緑化地域における一定規模以上の建築物等への緑化義務を継続
		⑪ 太陽光等再エネ設備の多様な導入形態（初期投資ゼロモデル等）の普及を促進します。	○	⑪太陽光発電のさらなる導入促進を図るため、初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「０円ソーラー」の普及に向けたプラットフォームと補助制度を継続実施
		⑬ エネルギー価格高騰等の経営環境の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について、専門家派遣を含めた総合的な支援を実施します。[令和５年３月追加]	○	⑬中小企業や市町村が活用できるZEBアドバイザー事業を実施（府施設においては、丹後天橋立ミュージアムにおいて事業を活用し、ZEB Ready相当として建設予定）

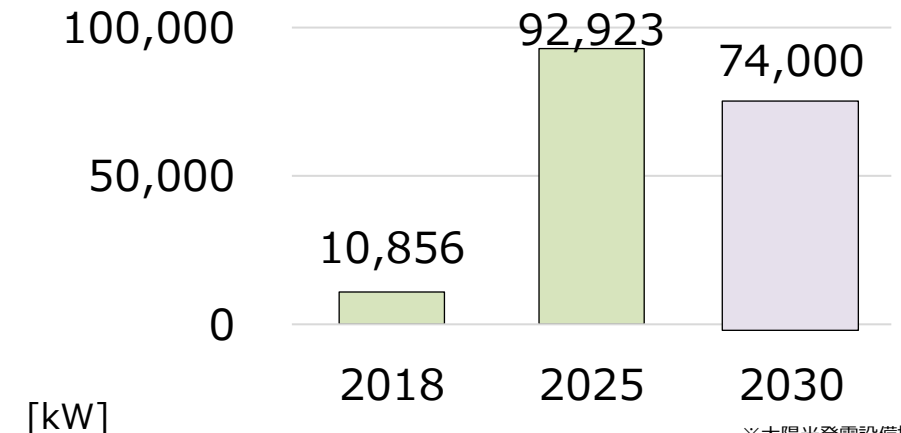
3．「建築物」の進捗状況②

指標①
建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合



※300㎡以上新築住宅に限る

指標②
特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量



※太陽光発電設備換算

建築物省エネ法において、2025年4月から省エネ法基準への適合は義務となったため、達成割合は100%となる

府の点検結果（評価）

➲ 特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量は2030年度目標値を達成しているが、既存住宅を含めた一層の再エネ導入・省エネ改修の推進や、ZEB、ZEH（ZEH-M含む）の導入の拡大を図る必要がある。（令和８年度からは、ZEH購入補助に加えて、断熱窓改修の補助を新たに開始）

４．家庭（電気機器、住宅を含む。）

家庭部門における温室効果ガスの削減を着実に進めるためには、ライフスタイルそのものを省エネ・省CO2型に転換していく必要があり、身の回りにある家電製品や生活の拠点となる住宅のエネルギー効率を高めるとともに、使用するエネルギーを再生可能エネルギー由来のものへと代えていく施策を推進していきます。
また、このようなライフスタイルの転換は、暮らしの質の向上にもつながるものであるため、このような視点からの普及啓発も進めていきます。

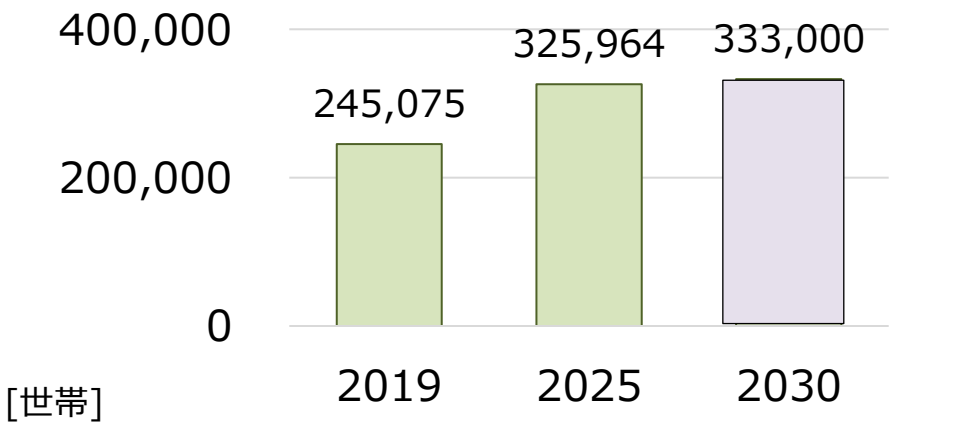
4．「家庭」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素なライフスタイルへの転換	普及啓発	一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、 ⑤ 京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を強化するとともに、 ⑥ 暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発も進めます。	○	⑤⑥京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭における省エネに関する診断や助言を行う「省エネ相談所」の開催や、様々な年齢層を対象とした出前授業や勉強会の実施等、府民の脱炭素型ライフスタイルの実践・定着を促進するための啓発活動を実施
	エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）	家庭における再生可能エネルギー設備や蓄電池（電気自動車等の蓄電機能の活用を含む）等を備えたスマートハウスを普及させるために、 ⑦ 府民が身近で気軽に相談できる体制を構築するとともに、 ⑧ 市町村と連携した普及・啓発を実施します。	○	⑦再エネコンシェルジュ認定制度により、各地域に府民の相談員を配置し、再エネ導入等を促進 ⑧市町村に対しては、京都府地球温暖化防止活動推進センターを通じて啓発資材の提供や啓発イベントへの講師派遣を実施 ⑧家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施**（令和７年度521件）**
		⑨ 新築やリフォームの際、省エネ性能の高い住宅を選択するとともに、省エネ・再エネ設備等を積極的に導入するよう、啓発に努めます。	○	⑨京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、断熱メリットの啓発や具体的なリフォーム情報を発信 ⑨断熱・気密性能の高い省エネ住宅（ZEH）を新築又は購入する府民に対する補助を実施し、**2025年度の実績は85件**であり、目標額を達成
		⑫ 各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組み（再エネ電力共同購入等）を提供します。	○	⑫住宅用太陽光発電設備等の購入希望者を取りまとめ、スケールメリットを活かして太陽光発電設備や蓄電池を安価で設置できる機会を提供する「太陽光発電設備等共同購入事業（みんなのおうちに太陽光）」を実施

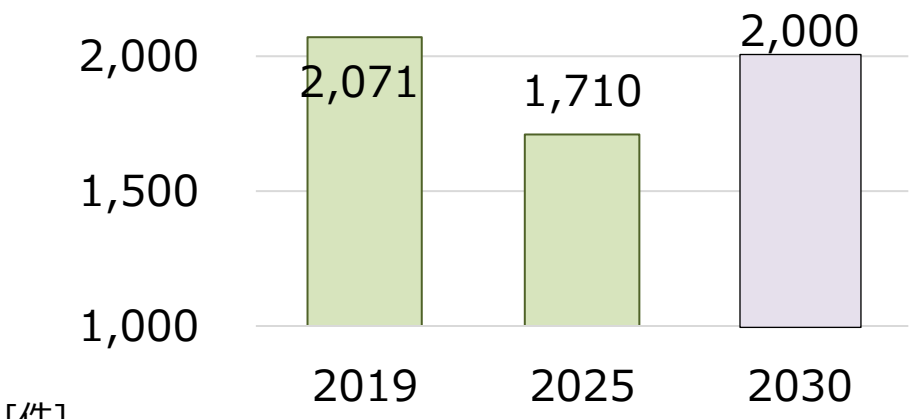
4．「家庭」の進捗状況②

指標①
家庭の「見える化」取組世帯総数



※「インターネット環境家計簿」登録件数

指標②
地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数



府の点検結果（評価）

➲ 新築住宅の断熱性能の向上や太陽光発電設備の導入割合の増加等により、家庭分野の排出量は減少を続けているが（2013年度比▲24%）、目標達成（▲47%）に向けさらなる取組の推進が必要。一層の脱炭素意識の向上や行動変容を促すため、令和7年度の推進計画改定で、府民の意識向上から脱炭素行動の実践を図る「WE DO KYOTO! Plus」の推進や、ワンストップ相談・支援窓口の設置を位置づけた。（本年10月から集中啓発及び窓口開設を実施）

５．再生可能エネルギー（エネルギー転換）

京都府では、再エネプランに基づき、創った再生可能エネルギーを貯めて、自ら又は地域で、賢く使う「自立型再生可能エネルギー」の導入促進等に取り組んできました。今後も再エネプランに基づき、引き続き自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するとともに、高い導入ポテンシャルにもかかわらず導入の進んでいない風力発電やその他地域資源を活用した小水力、バイオマス発電の導入を促進することで府内総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギーの割合を高め、京都府内に供給される電力の低炭素化を推進します。

特に、導入適地が限られてくる中、太陽光発電の普及が進んでいない住宅の屋根及び工場・倉庫等の建築物の屋根並びに未利用地への導入に向けては、重点的に対策を推進します。

5．「再生可能エネルギー」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
再生可能エネルギーの最大限の導入促進		① 再エネ導入を通じて地域の魅力と質を向上させ、もって地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内への水平展開を進めます。[令和５年３月追加]	○	①「地域共生型再エネ導入促進事業」により地方創生に資する再エネ事業に係る市町村勉強会を実施し、脱炭素先行地域の創出を支援 **（脱炭素先行地域：府内２市（R8.6時点））**
		太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、 ② 新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、 ③ 既築建築物においても、初期投資ゼロモデル等の多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。	○	②③「家庭向け自立型再エネ設備設置助成事業」や「事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業」等の補助事業や、「スマート・エコハウス促進事業」や「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の低利融資制度などにより家庭や事業所における太陽光発電設備の導入を支援 ②③改正再エネ条例により、特定建築物への導入義務量を強化するとともに、導入対象を300m2以上まで拡大 ②③初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「０円ソーラー」に対する補助制度により、初期投資ゼロモデルの普及を促進 ②③「京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金」において、初期投資ゼロモデル（PPAやリース等）を補助対象とするなど多様な導入手法を支援

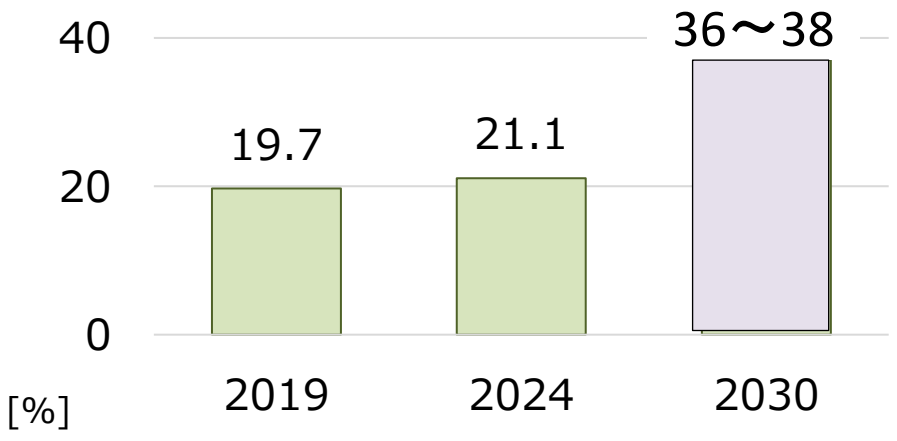
5．「再生可能エネルギー」の進捗状況②

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

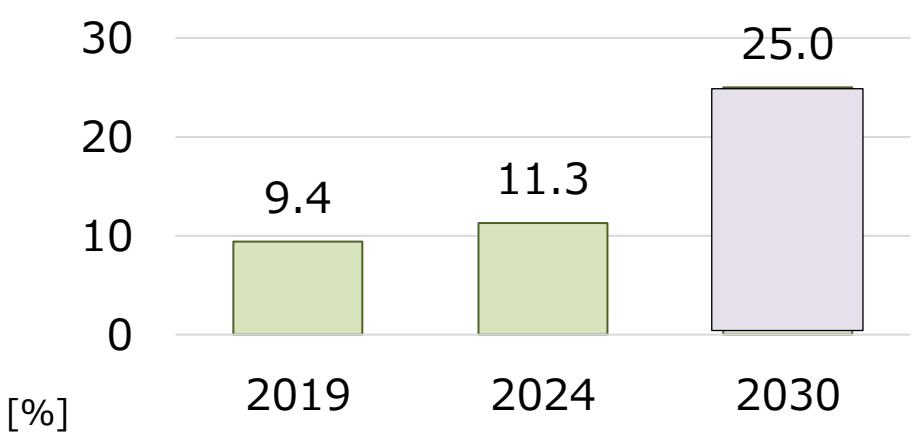
中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
再生可能エネルギーの最大限の導入促進		⑥ 未利用地の活用に向け、駐車場等への太陽光発電の導入を支援するとともに、 ⑦ 導入ポテンシャルの高い住宅への太陽光発電設備の設置や ZEH の建築に取り組む地域の工務店等を支援します。[令和５年３月追加]	○	⑥ソーラーカーポートや農地、ため池の導入に対する助成**（令和７年度は事業用建物への導入を14件、営農型太陽光発電を２件）を実施するとともに、施工販売店等に向けたセミナーや勉強会を実施** ⑦再エネコンシェルジュ向けに家庭でのZEHに関するセミナーを開催 ⑦家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施**（令和７年度521件）**するとともに、**施工販売店向けに太陽光発電等の経済性等に係るセミナーを実施** ⑦ZEH住宅の建築と購入を支援する事業において、再エネコンシェルジュが関わった住宅への補助の増額を実施
再生可能エネルギーの需要創出		② 府民・府内企業向けの再エネ（100%）メニュー等の選択肢の情報提供等、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、 ③ 京都府も率先的に再エネ利用を実践することとします。	○	②再エネ条例に基づき、小売電気事業者の再エネ（100%）メニューの有無等を明示・公表 ③京都府本庁舎において「京都府電力の調達に係る環境配慮方針」に従った電力調達を実施（再掲）
地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進		② 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。	○	②「事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業」において、認定要件に災害時の地域活用要件を追加 ②「京都府太陽光発電等導入促進事業補助金」において、災害時に地域に電力を提供する場合に補助上限引き上げを実施

5．「再生可能エネルギー」の進捗状況③

指標①
総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合



指標②
総電力需要量に対する再エネ発電電力量の割合



府の点検結果（評価）

- 再エネ需要（使う側）については、府内電力供給の８割を占める関西電力の再エネ供給比率の増加等により、総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合は2019年度比増
- 再エネ発電量（創る側）については、家庭や事業者等による太陽光発電設備の導入により導入量は着実に増加しており、総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合は2019年度比増。一方で、前年度比では府内の総電力需要量が増加したことから割合は横ばいとなった。（前年度比±0.0%）
- 目標達成に向けては、省エネの徹底とともに、条例に基づく再エネ導入義務制度や再エネ導入に対する支援制度による企業等の再エネ利用の促進、これまで導入が進んでいない場所（建築物や農地等）への地域振興に資する再エネ導入の推進が必要。

６．代替フロン

近年、排出量が増大している代替フロン（HFCs）は、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすことから、代替フロンを冷媒として使用する機器の使用時における漏えい防止や、機器廃棄時における冷媒回収の徹底等の取組を推進します。また、代替フロン使用機器の管理者等への指導・研修等を実施するとともに、ノンフロン機器等の導入を促進します。

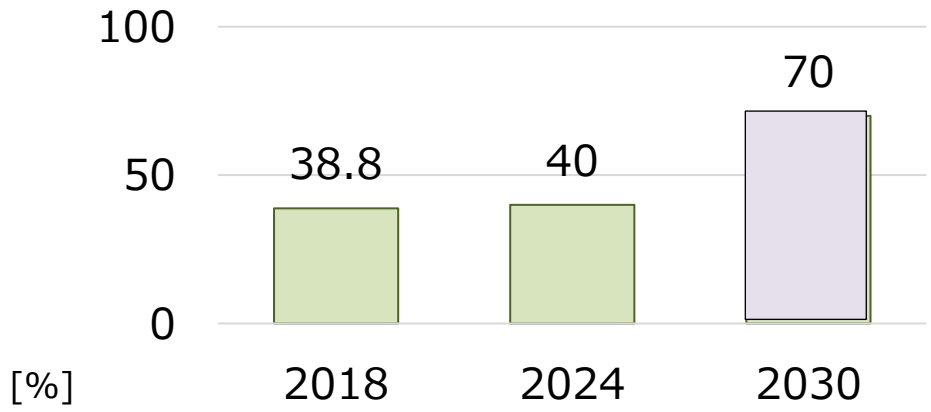
6．「代替フロン」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
フロン対策の推進		① フロン法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充塡回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類（代替フロン（HFCs）及び特定フロン（CFCs、HCFCs）の総称）の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。	○	①業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充塡回収業者に対して保健所等が随時立入検査を実施し、機器使用時の適正管理及び機器廃棄時の適正な回収・処理について指導を実施 ①建物解体工事の現場に対して、建設交通部、労働基準監督署と関係法令に係る合同パトロールを行う中で、フロン類の管理の適正化の観点から廃棄される機器からフロン類が適正に回収されているか確認するとともに、必要に応じて元請業者等に対して適正処分の指導を実施
		② 代替フロンをはじめフロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施や、 ③ フロン類を使用しないノンフロン機器や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器（以下「低GWP機器」という。）の導入を促進します。	○	②フロン適正管理専門家派遣事業を通じて、管理者に対してフロン類使用機器の管理方法及び低GWP機器の導入について指導・助言を実施**（令和７年度６件）** ③業務用冷凍空調機器等の管理者に対して、フロン類の適正管理についての研修会を実施**（令和７年度２回）**
		④ 業務用冷凍空調機器に加えて、家庭用エアコン、自動車用エアコン等の所有者に対しても、代替フロンの適正な取扱いに関する取組を求めるとともに、 ⑤ 対策条例で規定する特定事業者に対して、代替フロン使用機器の管理状況等について報告を求める制度を創設し、事業規模の大きな事業所における一層のフロン類の排出抑制に向けた取組を推進します。	○	**④家庭用エアコン、自動車用エアコンの処分方法について、府ホームページ上に掲載して周知** ⑤地球温暖化対策条例に基づく特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度を導入

6．「代替フロン」の進捗状況②

指標①
第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率



府の点検結果（評価）

- ➲ 代替フロン使用機器の管理者等への立入検査・指導・研修等を実施するとともに、条例に基づく特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度の導入や家庭用エアコン等の適正処分方法の周知の取組を実施。
- ➲ 機器廃棄時における冷媒回収の徹底やノンフロン機器等の導入の促進等、総合的に推進する必要がある。

７．廃棄物、環境物品等

私たちの手元に届く製品は、製造、配送、販売等の過程でエネルギーを消費しています。また、不要になった製品は廃棄されますが、廃棄の過程においても同様にエネルギーを消費します。特に、化石燃料由来のプラスチック等を原料とする製品は、焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出します。

このため、環境負荷のより少ない商品・サービスを選択し、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制（reduce）、再使用（reuse）の2Rの取組を推進し、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を推進します。

また、市町村や市民団体と連携し、消費者が環境物品を優先的に選択する「賢い選択」や、人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」を啓発します。

7．「廃棄物・環境物品等」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
産業廃棄物の2Rの牽引（資源循環の促進）		② 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携により設立した、産業廃棄物の3Rの推進に向けたワンストップサービスの拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の産業廃棄物処理情報の集約化機能を強化するとともに、 ③ これまで育んできた関係者間の連携を基盤に、産業廃棄物対策のプラットフォームを構築するなどの新しい施策の展開を図ります。	○	②「京都府産業廃棄物3R支援センター」において、排出事業者へのサスティナビリティアドバイザーの派遣**（令和７年度60件）**、府内処理業者のリサイクル情報等の集約・発信、排出事業者向けの３Ｒ情報冊子等の作成・配布等の取組を実施 ③将来的に大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて、関係団体・企業等と京都PVパネル循環プラットフォームを構築し、リユース・リサイクルの推進方策を検討 ③京都工業会、京都市及び京都府産業廃棄物3R支援センターと動静脈連携等に向けた意見交換を実施
プラスチックごみの削減		② 代替プラスチック製品の開発・販売促進、リサイクル技術やリサイクルが容易な製品の開発等に取り組む事業者を支援するとともに、 ③ 大規模排出事業所に対する廃プラスチック類の削減に向けた取組を推進するなどして、プラスチックの２Ｒを進めます。	○	②バイオプラスチック製品やプラスチック再生利用の技術開発に対して補助を実施 ③令和３年度から、京都府地球温暖化対策指針に基づく「廃プラスチック類排出状況等報告制度」を導入し、事業者の自主的な取組を促進**（令和７年度138社）**

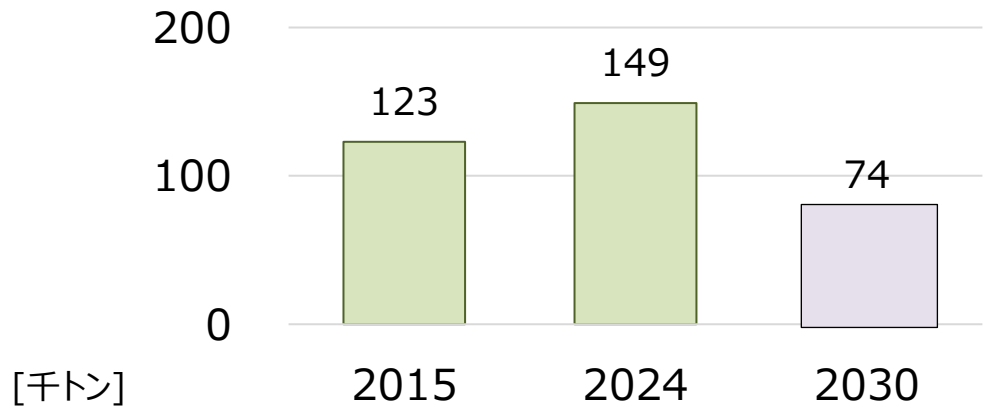
7．「廃棄物・環境物品等」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
消費者の賢い選択への意識啓発		④ 食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階で発生するため、関係者全体が取り組むべき課題として、関係者が相互に連携することが必要であり、食品ロス削減を促進するために、消費者の意識改革に向けた啓発や食品ロス削減に取り組む事業者に対する支援を推進します。	○	④食品ロス削減月間である10月に、民間事業者等と連携し、ポスターやPOP等の広報媒体を利用し、集中的に府民への啓発を実施 ④飲食業及び食品小売業における食品ロス削減に係る取組を調査し事例集を作成の上、HPにて公表。事業者向けのセミナーを開催 ④京都府食べ残しゼロ推進店舗制度を継続して実施 **④フードサプライチェーン事業者（製造、卸売、小売）に対し、商慣習の見直しに向けた調査とそれに関する先進的な取組事例の公表により、事業者による見直しを促進（令和７年度）** **④フードドライブ実施個所のマップ化やポータルサイトの立上げにより、府民等に向けた情報発信を実施（令和７年度）**

7．「廃棄物・環境物品等」の進捗状況②

指標①
廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量



府の点検結果（評価）

➲ 資源循環の促進やプラスチックごみの削減が必要であり、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会実現のための「京都府循環型社会形成計画」（2021年度改定）の実現に向け、事業者・市民団体・行政団体等の様々な主体とのさらなる連携が求められる。

８．森林吸収源

森林はその成長の中で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど二酸化炭素の吸収、貯蔵庫として重要な役割を果たします。

森林吸収源を確保するために、計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を推進します。

また、森林資源の利活用を進めるために、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進します。

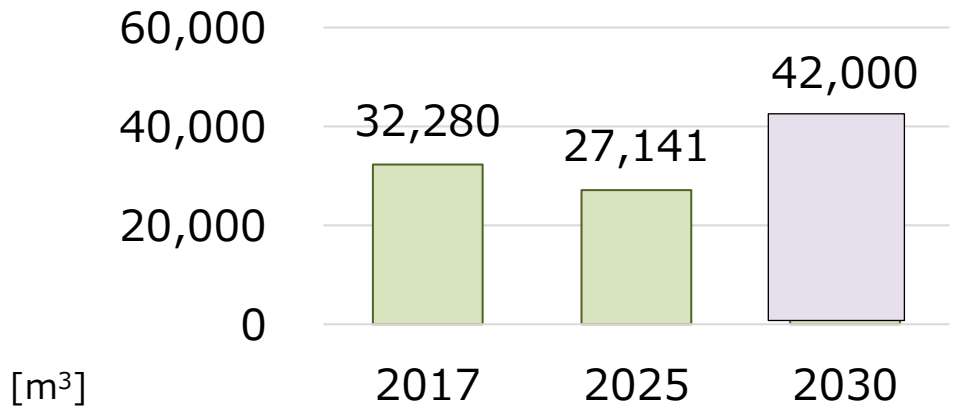
8．「森林吸収源」の進捗状況①

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進		④ カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促します。[令和５年３月追加]	○	④航空測量によって得られた点群データを、AI等を用いた機械的な判読を行うことで詳細な地形や森林正確な樹種等の情報を把握し、森林資源情報の精度向上を実施（森林資源解析業務）
		⑤ 次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）を推進します。	○	⑤京都モデルフォレスト運動を発展させるため、放置され荒廃した里山の基盤整備と府民による森林整備活動に対する支援を実施（森林所有者や地域住民等が行う里山林保全活動に対し、市町村と連携して活動経費を支援） ⑤「京都モデルフォレスト運動」の**令和７年度の参加人数は目標27,200人に対して実績27,748人**と、目標を上回るなど、府民参画による森林づくりが着実に進められている
		府内産木材の利用促進のために、 ⑦ 炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援するとともに、 ⑧ 京都府施設における府内産木材の率先利用を促進します。 ⑨ また、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進するとともに、 ⑩ 大規模な建築物（特定建築物）の新増築等に際しては、一定量の府内産木材の使用を促進します。	○	⑧京都府内産木材に利用等に関する条例（2022年4月施行）に基づき基本方針を改正（2023年4月施行）し、３階以下、延べ面積 3,000 ㎡以下の京都府施設について原則木造化とした。 ⑧「住宅脱炭素化促進事業（ZEH補助金）」において、府内産木材を利用した場合は補助金額の上乗せを実施 ⑦⑨より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地（京都府産）を証明する「京都府産木材証明（京都の木証明）」を創設（2019年度～）するとともに、ひろがる京の木整備事業により府内産木材の建築物への利用や木製品の導入等を支援。**（ひろがる京の木整備事業の令和７年度実績は、建物型は支援件数152件、認定木材等使用量2,320㎥、木製品導入支援型は木製品導入57か所となり、いずれも前年度を上回った）** ⑩温暖化対策条例に基づき、建築物への府内産木材の利用は着実に実施（改正温暖化対策条例により、使用場所の制限を「敷地内」まで緩和することで、広く府民等の目に触れる場所への設置も可能とした）

8．「森林吸収源」の進捗状況②

指標①
ウッドマイレージCO_2認証等製品年間出荷量



府の点検結果（評価）

➲ 里山林の整備、条例に基づく特定建築物への府内産木材等利用制度、ウッドマイレージCO_2認証制度等の展開による吸収・固定化の推進に加え、府有林を対象としたJ-クレジットの創出の取組を実施しているが、森林吸収量はやや減少傾向にあり、府域面積の3/4を占める森林における適切な森林経営の促進や第2次京都府バイオマス活用推進計画（2022年3月策定）に基づく施策の一層の推進が必要。

９．横断的取組

温室効果ガスの排出量の削減のために実施すべき対策は広範な分野にわたっており、これらの対策を円滑に遂行していくには、家庭や企業など個々の主体の高い環境意識とそれに基づく積極的な取組とともに、それらの取組を様々な側面から支える横断的な取組が必要です。

このため、新たな科学的知見やAI・IoT等の新たな技術等も柔軟に取り入れながら、環境・経済・社会の好循環を創出する取組を促進していくとともに、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた社会インフラの構築を進めていきます。

また、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が気候変動問題を自分ごととし、率先して行動を起こすことにより脱炭素社会づくりに向けた社会変革が起こることが期待されます。その役割を担う人材の育成やネットワークづくりを推進するとともに、地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりに資する取組を実施します。

９．「横断的取組」の進捗状況

各項目の取組事例（2025年度まで）※詳細は参考資料参照。

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
新たな環境産業の育成・支援		④ 脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに世界に伍するスタートアップ集積拠点の形成を推進します。[令和５年３月追加]	○	**④「ZET-valley」における初の拠点として、脱炭素スタートアップ向けのインキュベーション施設「ZET-BASE KYOTO（ゼットベース京都）」を令和7年4月に開設** ④国内外の脱炭素スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場として「ZET-summit」を開催するなど、脱炭素技術の共創プロジェクト創出を推進
脱炭素に資する社会インフラの構築		① 再エネ設備、EV、燃料電池等の分散型エネルギーを有効活用する次世代技術（蓄電技術、バーチャルパワープラント等）のインフラを整備します。	○	①「水素エネルギー施策推進事業」において、長期貯蔵性を有する水素を活用した再エネ設備の非常用電力供給の実証事業を実施
脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進	地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進	⑦ 地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュなど地域で活動する専門的人材を養成するとともに、 ⑧ 京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ中間支援組織を中心とした普及啓発活動等を支援します。	○	⑦府内の家電販売店や工務店の店員等を「京都再エネコンシェルジュ」に認証し、そのスキルアップを図るとともに、京都再エネコンシェルジュによる家庭の再生可能エネルギー設備導入を促進**（令和７年度は新規29名）** ⑦⑧地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による地域での普及啓発活動を支援（267名委嘱しており、**令和７年度の活動回数は延べ1,710回**）

府の点検結果（評価）

➲様々な主体と連携して、温室効果ガス排出の削減や人材育成を実施。

➲庁内においても部局問わず脱炭素を主要課題に位置付けて政策を実施することが肝要。

３．令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

Ⅰ．点検の流れ･計画の概要
Ⅱ．緩和
Ⅲ．適応
Ⅳ．総括

適応策のフォローアップ調査結果（概要）

- 気候変動の影響は多様な分野に及ぶことから、京都府においても関係部局が連携して適応策に取り組むことが必要
- そのため、地域気候変動適応計画（2026年3月に改定した京都府地球温暖化対策推進計画に位置付け）の策定に当たっては、各部局において講じられた適応策の取組や課題等について事前に調査を実施したところ
- 推進計画では、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を毎年点検することとされている。

調査結果（概要）

- 農業、畜産、林業、水産業／水環境・水資源／自然災害・沿岸域／健康／府民生活・都市生活に関して**45項目の影響事例**について回答あり
 ※昨年度より新たに追加された項目や記載については**太字**で表示
- 45項目のうち**71%にあたる32項目は「追加対策が必要」**との回答。（前年度比＋３）
- 対策が追いついていない影響項目が多く、行政による新たな対策に加え、**適応ビジネスの創出も重要**

調査方法：全庁へのアンケート調査

適応策に係る今後の対応について

- **適応策については、フォローアップ調査でも「追加対策が必要」とされている項目が多く、これまでの本部会においても、今後必要な対策についてさらなる検討が必要とご指摘いただいていたところ**

- **気候変動適応に関する施策の効果を把握・評価する手法は、適切な指標の設定が困難であること、効果の評価を行うには長い期間を要すること等の課題があり、国においても検討中であることから、府としては、国の気候変動適応計画の評価方法等も参考にしながら、引き続き研究していく。**

＜参考＞

国の状況

気候変動適応に関する施策の効果を把握・評価する手法は、適切な指標の設定が困難であること、効果の評価を行うには長い期間を要すること等の課題があり、諸外国においても具体的な手法は確立されていない。

このため、政府は、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発する。

（気候変動適応計画より抜粋）

適応策のフォローアップ調査結果①

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	水稲	白未熟粒等による収量・品質低下（一等米比率の低下）	分げつ期・登熟期の高温	・ＫＯＳ－１８０運動(緩効性肥料（K),遅植え（O),疎植（S)等により１等米比率80%以上を確保する取組）の展開 ・高温耐性のある京都府オリジナル品種の開発 ・スマートフォンアプリによる水稲の生育診断技術の開発	追加対応が必要	● 京都府オリジナル品種の評価・現場展開 ● 現在普及している品種に変わる高温耐性品種の現地適応性評価
		病害虫の多発、発生パターンの変化による品質・収量低下	生育期の降雨（長雨、豪雨）	・害虫適期防除の判断技術の確立 ・発生予察	既存対策で概ね対応できている	
	豆	【黒大豆】 青立ちによる成熟遅延（収穫期の後退）	開花期の高温、少雨 莢伸長期・肥大期の高温	丹波黒大豆の品質低下回避技術の開発	追加対応が必要	● 品質低下回避技術の検証及び現場展開
		【黒ダイズエダマメ 】 収穫時高温による収量低下や秀品の減少（早期成熟）	成熟期の高温、少雨	収穫期間が長い新品種の育成	追加対応が必要	● 品質低下回避技術の検証及び現場展開
		【アズキ】 播種期の不安的化による収穫量変動	梅雨時期の長雨化	新品種開発、栽培法や機械収穫の導入	追加対応が必要	● 機械収穫に対応 ● 収穫量安定を目指した品種開発
		【アズキ】 播種直後及び開花～着莢期の多雨、または高温寡雨	気候の極端化に伴うゲリラ豪雨・高温寡雨による土壌の飽水及び過乾燥	播種深度を深くする。オーガトレンチャによる明渠施工（豪雨対策） 適期の灌水	追加対応が必要	● 潅水が行える用水設備の整備（特に大区画ほ場）
		【アズキ】 子実の小粒化傾向	**子実肥大期（秋季）の高温化**	**丹波大納言小豆の品質低下回避技術の開発**	**追加対応が必要**	**● かん水支援システムの活用などによる土壌水分管理技術の確立**

適応策のフォローアップ調査結果②

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	野菜	【野菜】 ミズナ、ネギ、ナス、トウガラシ等施設栽培における品質・収量の低下	生育期の高温	・フルオープンハウス（天井部解放）の普及 ・万願寺トウガラシハウスにおける環境測定機器活用技術の確立 ・強樹勢・主要土壌病害に強い台木の導入	追加対応が必要	● ミスト発生装置等を活用した高温に対応する栽培方法の検証 ● 被覆資材や遮光方法の検討
		【野菜類】 南方系害虫の北進による地理的分布の拡大・越冬量の増加	冬期気温の上昇	南方系害虫（ミナミアオカメムシ）の発生調査による地理的分布の把握	追加対応が必要	● 定期的な発生モニタリングの実施と広域的な防除技術の開発
		【野菜類】 各種虫媒性ウイルス病の多発	温暖化による媒介虫の増加と発生時期の前進	各種ワクチン苗による防除、媒介虫の早期防除	追加対応が必要	● 新たなウイルスに対するワクチンの開発ならびに媒介虫に対する農薬以外の防除技術の開発
		【イネ・野菜類】 海外からの飛来性害虫の発生とその被害	梅雨時期の梅雨前線の活発化と台風の増加	病害虫発生予察に基づく早期発見と適期防除	追加対応が必要	● 精度の高い発生予察技術の開発と現場への迅速な情報伝達サービスの構築
		【豆類・野菜類】 土壌伝染性病害の多発	夏期のゲリラ豪雨と台風の増加	輪作、拮抗微生物による防除	追加対応が必要	● 抵抗性品種の開発など新たな防除技術の開発
		【野菜（施設園芸）】 パイプハウスへの気象災害被害の増加 【作物】 小豆の冠水	頻発する台風や豪雨・豪雪等による被害	園芸用パイプハウスの気象災害防止対策技術の導入	追加対応が必要	● 局所的気候予測システムの導入等による災害発生の事前予測 洪水が多い地域は排水対策の強化や冠水に強い品目の検討

適応策のフォローアップ調査結果③

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	果樹	【果樹】 ブドウの着色不良による品質低下、着色遅延	果実着色時の高温（夜温）	・着果制限等着色向上対策の実施 ・着色が必要のない品種や、着色・食味が良い黒色大粒系品種の導入	既存対策で概ね対応できている	
		【果樹】 ナシ、ブドウの発芽不良（凍害）	冬期の高温	品種の多様化による開花期の分散	追加対応が必要	● 秋施肥改善による発芽不良対策
		【果樹】 ナシ、モモ、ブドウの日焼け果の増加	夏期の高温等	気候変動に対応した果樹品目・系統の探索	追加対応が必要	● 被覆資材・ミスト発生装置等を活用した高温に対応する栽培方法の検証
	花	コギクの開花期の前進、遅延	花蕾形成期の高温	散水による花温の低下	追加対応が必要	● 電照栽培の実証・普及
	茶	病害虫の多発や発生パターンの変化による品質低下	茶生育期・害虫生育期の高温	・害虫適期防除の判断技術の確立 ・病害発生防止のための日よけネットの被覆方法の確立	既存対策で概ね対応できている	
		再萌芽による品質低下	秋以降の高温	気温からの秋整枝時期決定方法の確立	既存対策で概ね対応できている	
		萌芽時期の早期化による凍霜害リスクの増大	初春の高温	防霜法（被覆法、送風法等）	追加対応が必要	● 新規の防霜法の開発
畜産		【畜産】 乳用牛・肉用牛・採卵鶏・肉用鶏の斃死、乳量低下・産卵率低下	夏場の高温	・既存技術の送風機・ミスト装置・屋根散水等を予算に合わせて増設	追加対応が必要	● 低コストで効果的な暑熱対策
		【畜産】 夏作飼料用トウモロコシの作付け中止	台風の大型化、頻発する鳥獣害	子実を付けないスーダングラスなどの飼料作物に変更	既存対策で概ね対応できている	
		【畜産】 飼料輸入先国での気象災害による飼料高騰	夏期の高温、干ばつ、頻発する大型ハリケーン等	自給飼料の増産予定	追加対応が必要	● 耕畜連携した自給飼料の増産対策

適応策のフォローアップ調査結果④

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
林業		【クリ】 凍害による苗木の大量枯死	温暖化による落葉時期の遅れ	真冬に気温が上昇、根が水を吸い上げ樹液が薄まり耐凍性が失われることから ・初冬期に根を掘り起こす「株ゆるめ」を推進 ・接ぎ木部位に樹液が溜まり凍ることから、高接ぎ苗の生産普及	追加対応が必要	● 高接ぎに限界があり、接ぎ木部位を地上部からなくすクリの実から伸びた芽に接ぐ技術の開発
		【樹木】 樹木伝染病の拡大	夏期の高温小雨による衰弱(マツ枯れ、ナラ枯れ)	・ナラ枯れでは、伝染病の媒介昆虫を防除する効果的な方法を開発	追加対応が必要	● 防除技術の周知と防除体制の整備
		【マツタケ】 発生期の降雨不足、気温が高低を繰り返すことによる高温障害による発生量の減少	発生期の気温が順調に下がらない、降雨パターンの変化（降雨のない期間が増加）	・マツタケ山の手入れの際、林内残置木で被陰度を高めるなどの手入れ法の修正指導	追加対応が必要	● 現在の普及資料は古いため、気象害対策に対する記述がなく、気象害への対応は個々の普及指導員の経験に任されている。気象害への対応を追加した普及資料の改訂が必要
水産		【二枚貝養殖業】 丹後とり貝の成長不良・大量減耗	夏季における異常高水温	高水温化に対応した養殖技術を開発（生産工程を改善しマニュアル化）	追加対応が必要	● **陸上養殖による稚貝の長期育成の実証** ● **複合養殖によるリスク分散**
		【貝類の種苗生産】 アワビの成長不良・大量減耗	夏季における異常高水温	海水を冷却し影響を緩和	追加対応が必要	● 当該技術の強化等
		【藻場】 海そうの群落(藻場)の減少	海そうを食べる生物の増加、海水温の上昇など	ウニなど海そうを食べる生物の除去による藻場保全	追加対応が必要	● 海そうを食べる生物の除去 ● 海そうの苗や海そうが着底しやすい基質の設置

適応策のフォローアップ調査結果⑤

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
水環境・水資源	**水資源**	渇水の多発	高温、少雨	・水の適正な利用促進の普及啓発（水の作文コンクール、水の週間における啓発等） ・京都府渇水対策本部及び対策連絡会議の庁内の連絡調整	既存対策で概ね対応できている	
		水不足	**渇水**	**・京都府渇水対策本部及び対策連絡会議の庁内の連絡調整** **・下水処理水の農業経営者への提供**	**既存対策で概ね対応できている**	

適応策のフォローアップ調査結果⑥

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
自然災害・沿岸域	河川	大雨による浸水被害 水不足	集中豪雨 渇水	マイクロ呑龍１万基構想	追加対応が必要	● マイクロ呑龍設置基数拡大 ● 防災意識・環境意識の醸成
	山地	【森林】 倒木・流木の発生増加	豪雨等の発生増加	倒木被害森林における危険木撤去や再造林など災害の未然防止のための助成制度等の整備	追加対応が必要	● 空撮画像・地形データ分析等に基づく防災マップ作成と市町村によるその活用推進
	その他	平成24年京都府南部豪雨 平成25年台風第18号 平成30年7月豪雨 令和5年台風7号	想定を上回る極端な大雨	・常設の危機管理センターの設置 ・市町村と連携した広域避難マニュアルの作成、地域間連携の仕組み構築 ・市町村、物流事業者等との連携強化による備蓄・救援物資配布体制の強化 ・水害等避難行動タイムラインの作成促進 ・関係機関との連携推進や合同訓練の実施、装備や資機材の拡充 ・広域防災活動拠点の整備促進 府災害ボランティアの初動支援チームの養成及び訓練の実施 ・児童生徒や教職員向けの出前語らいや研修の実施 ・個別企業のBCP策定促進、経済団体やライフライン事業者との連携型BCPの取組	既存対策で概ね対応できている	
		台風、集中豪雨	台風の多発、極端な大雨	道路法面等の防災対策工事 （京都のみち２０４０）	追加対応が必要	● 一層の対策推進
		台風、集中豪雨	台風の多発、極端な大雨	アンダーパス部等の冠水危険箇所における冠水対策施設（排水ポンプや路面監視カメラ等）の機能強化 （京都のみち２０４０）	追加対応が必要	● 一層の対策推進
		台風、集中豪雨	台風の多発、極端な大雨	通行規制情報等を情報提供している道路情報管理・提供システムの改修 （令和４年度改修完了）	既存対策で概ね対応できている	

適応策のフォローアップ調査結果⑦

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
健康	暑熱	熱中症の増加	猛暑日の増加	空調設備の更新及び新規設置	追加対応が必要	● 空調設備新規設置の拡充
		熱中症（疑いを含む）による体調不良者の発生	夏期における猛暑日の増加 ４、５月における急激な気温の上昇	「府立学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、暑さ指数を参考にしたり、熱中症警戒アラートを確認し、学習活動を工夫したりすることで、熱中症の予防に努めている。	既存対策で概ね対応できている	● 概ね対応できており、重篤な熱中症は、発症されていないが、継続的に注意を呼びかけていく必要がある。

適応策のフォローアップ調査結果⑧

		気候変動影響事例	原　因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
府民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	京都丹後鉄道の運休	極端な大雨	豪雨災害の多発箇所について、防災減災対策強化事業を実施。	既存対策で概ね対応できている	
		ダム湖及び河川の富栄養化による水質悪化	**高温、小雨**	**・高度浄水処理（宇治浄水場） ・久御山広域ポンプ場を中心に接続し３浄水場間で水道水を相互融通**	**追加対応が必要**	**● 他浄水場での高度浄水処理などの対策**
		渇水の増加	**小雨**	**・久御山広域ポンプ場を中心に接続し３浄水場間で水道水を相互融通**	**既存対策で概ね対応できている**	
		豪雨による土砂流入による取水口閉塞	**極端な大雨**	**・潜水作業等による土砂除去 ・久御山広域ポンプ場を中心に接続し３浄水場間で水道水を相互融通**	**追加対応が必要**	**● 取水施設の改造などの対策**
		豪雨による高濁度原水の流入	**極端な大雨**	**・久御山広域ポンプ場を中心に接続し３浄水場間で水道水を相互融通**	**既存対策で概ね対応できている**	
		集中豪雨 （濁水発生、水道施設への障害等）	極端な大雨	府内水道事業者に対する国庫補助（水道水源開発等施設整備費国庫補助）	追加対応が必要	● 非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事に必要な経費に対して財政支援

３．令和７年度の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

Ⅰ．点検の流れ･計画の概要
Ⅱ．緩和
Ⅲ．適応
Ⅳ．総括

進捗状況の総括

＜緩和策＞

- ✓ 取組項目については、全９分野の94項目のうち「全て実施」は89項目と大部分は取り組めているものの、温室効果ガス排出量の削減は、直近の2024年度実績で▲26.1%との結果。一定の削減は進んでいるが、2013年度の排出量と2050年度カーボンニュートラルを直線経路で結んだ値（▲29.7%）には一歩及んでいない。
- ✓ また、指標のうち、進捗が良好な分野があることは評価できるものの、家庭、再生可能エネルギー、代替フロン、廃棄物等、森林吸収源の分野については、進捗が不十分。
- ✓ 改正後の温暖化対策計画において、重点的に取り組むとしている府民への幅広い再エネ導入や省エネ促進に係る啓発を通じて、進捗が不十分な分野の取組効果を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげていく必要がある。

＜適応策＞

- ✓ フォローアップ調査の結果、影響事例は45項目で、うち32項目は追加対策が必要との結果。影響事例に一通り対処していることは評価できる一方で、追加対策に、一部は取り組んでいるものの、早急に取り組んでいく必要がある。

４．改定後（令和８年度以降）の京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価方法

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について

令和７年度以前の旧地球温暖化対策推進計画の進捗状況評価の課題

＜指標＞

・現状の数値を確認するのみで、状況の評価ができていない。

＜取組事項＞

・それぞれの取組を実施しているか否かの確認のみで、達成度を詳細に評価できていない。

改定後（令和８年度以降）の地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価方法

⇒達成度を点数付けし、より定量的・詳細に評価

＜指標＞

・各指標ごとに点数付けし、評価。

＜取組事項＞

・各事項ごとに達成度を点数付けした後、分野ごとに得点率を算出し評価。

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について

緩和策の各分野における指標及び取組事項の２つの達成度について、毎年度ごとにそれぞれ点数化し評価

評価１

評価２

分野	指標	点数	取組事項	
			事項数	得点率
事業活動 （産業･業務）	特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合	３点	25	62%
	特定事業者の温室効果ガス排出量	３点		
交通物流 （運輸）	府内エコカーの普及割合（EV/FCV/PHEV/HV）	２点	18	62%
	府内電気自動車等の普及台数（EV/FCV/PHEV）	２点		
建築物	新築住宅におけるZEHの普及割合	４点	27	62%
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	３点		
家庭	１世帯あたりの温室効果ガス排出量	２点	22	74%
	中間支援組織を通じて脱炭素行動を促進した件数	１点		
再生可能 エネルギー	府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	２点	26	68%
	府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	２点		
代替フロン・廃棄物・環境物品等	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率	２点	21	47%
	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量	１点		
温室効果ガス 吸収源	ウッドマイレージCO2認証等製品年間出荷量	１点	13	42%

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（指標）

評価１

緩和策の指標の評価について⇒指標ごとに点数を算出し評価

分野	指標	点数
事業活動 （産業･業務）	特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合	３点
	特定事業者の温室効果ガス排出量	３点
交通物流 （運輸）	府内エコカーの普及割合（EV/FCV/PHEV/HV）	２点
	府内電気自動車等の普及台数（EV/FCV/PHEV）	２点
建築物	新築住宅におけるZEHの普及割合	４点
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	３点
家庭	１世帯あたりの温室効果ガス排出量	２点
	中間支援組織を通じて脱炭素行動を促進した件数	１点
再生可能 エネルギー	府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	２点
	府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	２点
代替フロン・ 廃棄物・ 環境物品等	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率	２点
	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量	１点
温室効果ガス 吸収源	ウッドマイレージCO2認証等製品年間出荷量	１点

⇒ **各年度ごとに進捗状況を４段階評価（１～４点）**

※評価方法の詳細については次頁以降で説明

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（指標）

評価１　**緩和策の指標の評価について⇒指標ごとに点数を算出し評価**

⇒各年度について、前年度からどれだけ進捗があったかを評価

各年度目標値	基準年度から目標年度（2040年度）の数値まで毎年度均等に進捗すると仮定した場合に、各年度どれだけ進捗する必要があるか
実績値	前年度比でどれだけ進捗があったか
達成率	年度目標値に対する実績値の割合（実績値÷年度目標値×100）

進捗状況		評価の基準（目安）
４点	目標を達成又は上回っている	・設定した年度目標値に対する実績値の達成率が**100%以上**となったもの
３点	おおむね計画どおりに進んでいる	・設定した年度目標値に対する実績値の達成率が**80%以上100%未満**となったもの
２点	計画より遅れている	・設定した年度目標値に対する実績値の達成率が**40%以上80%未満**となったもの
１点	計画より大幅に遅れている	・設定した年度目標値に対する実績値の達成率が**40%未満**となったもの

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（指標）

評価１　緩和策の指標の評価方法

例　府内エコカーの普及割合

基準		2024	目標数値（2040）	単位
数値	時点			
26.9	2023	29.3	80	%

基準年度（2023年度）から2040年度まで毎年度均等に進捗すると仮定した場合

各年度目標　＋3.1%

（80 ― 26.9）÷17

達成率算出

各年度目標値	＋3.1%
2024年度実績値	＋2.4%（前年度からの進捗）
2024年度達成率	77%（実績値÷年度目標値×100）

点数

⇒２点

達成率が40%以上80%未満のため

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（取組事項）

評価２

緩和策の取組事項ごとの評価について
⇒各事項について点数をつけ、分野ごとに得点率を算出し評価

分野	取組事項	
	事項数	得点率
事業活動 （産業･業務）	25	64%
交通物流 （運輸）	18	62%
建築物	27	62%
家庭	22	74%
再生可能 エネルギー	26	68%
代替フロン･ 廃棄物･ 環境物品等	21	47%
温室効果ガス 吸収源	13	42%

⇒ 各事項ごとに進捗状況を３段階評価（１～３点）した後、分野ごとに得点率を算出し評価

※評価方法の詳細については次頁以降で説明

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（取組事項）

評価２　緩和策の取組事項ごとの評価について⇒分野ごとに得点率を算出し評価

＜例＞事業活動（産業・業務）

中分類	小分類	取組事項	点数	得点率
事業活動における脱炭素化の推進	大規模事業者	①対策条例に基づく排出量削減計画書制度に基づき、大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再エネの導入拡大による排出量削減を一層推進するとともに、 ②目標削減率達成の支援のため、指導・助言等の更なる実施や、同制度により蓄積されたデータを活用した取組事例の展開及び新たな施策立案等を実施します。	①３点 ②２点	**得点率　64%** (獲得点数÷満点×100) **得点　48点** **満点　75点** (25事項×３点)
⋮	⋮	⋮	⋮	
行政の率先行動の実施		㉔京都府自らが、公共施設等へのLED設備等の省エネ設備・再エネ設備・EV 等を率先して導入するとともに、 ㉕府庁舎やイベント等において、環境に配慮した電力を調達します。	㉔１点 ㉕２点	

◆得点の考え方

点数	数値目標・計画がある事項	数値目標も計画もない事項
３点	・目標達成率100%以上 ・計画以上に取組が進み、期待以上の成果が得られた	事業目的に照らし当初想定を上回る成果が認められた
２点	・目標達成率80%以上100%未満 ・計画通りに実施し、期待する成果が得られた	事業目的に照らし、想定した成果が認められた
１点	・目標達成率80%未満 ・計画どおりに実施できていない、又は期待する成果が十分に認められない	事業目的に照らし、成果が十分に認められない

※評価基準については、改定京都府環境基本計画における取組内容の評価基準案と同様の基準を設定

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（取組事項）

例

評価２

緩和策の取組事項ごとの評価（数値目標・計画がある事項①）

点数	基準
３点	・ 目標達成率100%以上 ・ 計画以上に取組が進み、期待以上の成果が得られた
２点	・ 目標達成率80%以上100%未満 ・ 計画通りに実施し、期待する成果が得られた
１点	・ 目標達成率80%未満 ・ 計画どおりに実施できていない、又は期待する成果が十分に認められない

主な取組事項	取組実績
①次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）を推進します。	①森林利用保全指針に基づく府民参画・府民共同により京都の森を守り育む「京都モデルフォレスト運動」の**令和７年度の参加人数は目標27,200人に対して実績27,748人と、目標を上回るなど、**府民参画による森林づくりが着実に進められており、実施状況は良好。

旧評価

実施状況（○,△,×）
○

実施しているため○

新評価

達成状況（3,2,1）
3

目標値達成率100%のため**３点**

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（取組事項）

例 **評価２**

緩和策の取組事項ごとの評価（数値目標・計画がある事項②）

点数	基準
３点	・ 目標達成率100%以上 ・ 計画以上に取組が進み、期待以上の成果が得られた
２点	・ 目標達成率80%以上100%未満 ・ 計画通りに実施し、期待する成果が得られた
１点	・ 目標達成率80%未満 ・ 計画どおりに実施できていない、又は期待する成果が十分に認められない

主な取組事項	取組実績
②新築に当たっては、省エネ性能の高い住宅（ZEH）の選択、省エネ・再エネ設備等の導入を支援します。	②断熱・気密性能の高い省エネ住宅（ZEH）を新築又は購入する府民に対する補助を実施し、**令和６年度は目標件数110件に対し、実績76件（達成率69%）**

旧評価

実施状況（○,△,×）
○

実施しているため○

新評価

達成状況（3,2,1）
1

目標値達成率69%のため1点

改定温暖化対策推進計画の進捗状況評価方法について（取組事項）

例

評価２

緩和策の取組事項ごとの評価（数値目標・計画がない事項）

点数	基準
３点	事業目的に照らし当初想定を上回る成果が認められた
２点	事業目的に照らし、想定した成果が認められた
１点	事業目的に照らし、成果が十分に認められない

主な取組事項	取組実績
③安全に配慮しつつ、健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通・徒歩移動の利用を促進します。	③地球温暖化対策条例に基づき、自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制を努力義務として規定。 ③市街地部やサイクルルートにおける自転車の安全な走行環境確保のための路面表示及び舗装修繕を実施するとともに、地域の取組としてサイクルツーリズムを推進。（「京都to万博チャレンジライド（R7.6.1）」「鬼の京都 京都1周サイクルスタンプラリー（ R7.11.15～R8.6.28）」を実施）

旧評価

実施状況（○,△,×）
○

実施しているため○

新評価

達成状況（3,2,1）
2

各取組により、当初の想定どおりの成果を得ることができたと考えられるため**２点**

緩和策の評価①（指標）、評価②（取組事項）を合わせて分野を総合的に評価

＜例＞交通･物流（運輸）

指標	点数（1~4）
府内エコカーの普及割合（EV/FCV/PHEV/HV）	2
府内電気自動車等の普及台数（EV/FCV/PHEV）	2

取組事項	
事項数	得点率
18	62%

府の点検結果（総評価）

- 目標水準の指標である府内エコカーの普及割合、府内電気自動車等の普及台数については、計画より遅れているという評価となった。
- 取組事項の得点率は62%であり、計画に基づく取組は概ね実施されていると評価できるが、達成が不十分な事項については課題を整理し、更なる改善を図る必要がある。
- 充電設備の整備等充電インフラの充実や、非常用電源としての有用性についての広報等、計画に基づく取組をより一層推進する必要がある。